

使用料

利南地区・池田地区・薄根地区・川田地区 コミュニティセンター使用料							
部屋区分		時間区分	広さ (目安)	定員 (目安)	午 前 午前9時～正午	午 後 午後1時～5時	夜 間 午後6時～9時
1階	談 話 室		40㎡	15名	660円	880円	660円
	和 室 1		32㎡	15名	660円	880円	660円
2階	会 議 室		101㎡	50名	1,320円	1,760円	1,320円
	上記会議室を 分割して使用 する場合	会議室 1		25名	660円	880円	660円
		会議室 2		25名	660円	880円	660円
	研修室(和室2)		54㎡	25名	660円	880円	660円
	実 習 室		45㎡	15名	990円	1,320円	990円

※上記は冷暖房費を含みます。

※準備や片付け等は、時間区分内で済ませるようにお願いいたします。

※午前と午後の時間帯を続けて使用する場合等は、その間の時間帯も使用可能です。

※広さはコミュニティセンターで若干違いがあるため目安としてください。

上記以外の使用料規則

(1) 入場料等を徴収するとき	上記の表に定める使用料の1.5倍の金額
(2) 市民以外の方が使用するとき	上記の表に定める使用料の2倍の金額
(3) (1) と (2) の両方に該当する場合	上記の表に定める使用料の3倍の金額

※上記の「市民」の定義

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人または法人
- ・市内を拠点として活動している市民活動団体（利用条件は施設までお問い合わせください）

使用料が減免になる場合

公益的な活動等を目的として使用する場合には、使用料の減免制度があります。地域コミュニティ団体（区・自治会等）が地域課題の解決のために利用される場合等は、使用料が免除される場合があります。詳しくは、各施設までお問い合わせください。

使用料が無料になる場合

高校生以下の者、または高校生以下の者のみで構成する団体が使用する場合。

この場合、中学生以下の者の使用については、20歳以上の引率者の同伴を条件とします。

使用料の納付方法

使用許可日から1か月以内（使用する日が1か月より以前の場合は使用する日まで）に納付してください。申請時に納付いただくことも可能です。

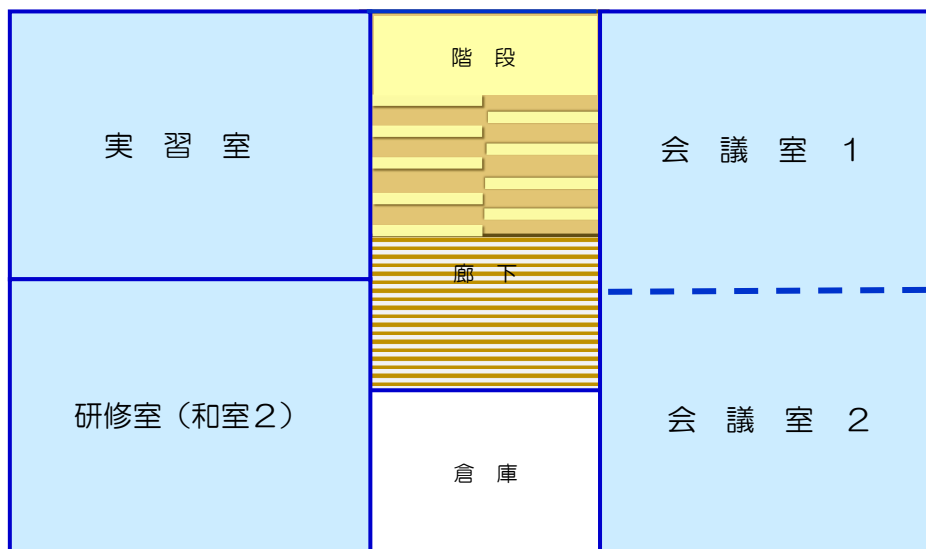
支払いは、現金以外に、PayPay・Tengooによる電子決済もご利用いただけます。

その他

詳細については該当する施設までお問い合わせください。

利南地区・池田地区・薄根地区・川田地区 コミュニティセンター 館内図

2階



1階

